社会福祉法人伸こう福祉会　定款

第一章　　総則

（目　　的）
第一条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。
（１）　第一種社会福祉事業
（イ）特別養護老人ホームの経営
（２）　第二種社会福祉事業
（イ）老人居宅介護等事業の経営
（ロ）老人デイサービス事業の経営
（ハ）老人短期入所事業の経営
（ニ）認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
（ホ）老人介護支援センターの経営
（ヘ）保育所の経営
（ト）地域子育て支援拠点事業の経営
（チ）一時預かり事業の経営
（リ）小規模多機能型居宅介護事業の経営
（ヌ）複合型サービス福祉事業の経営
（ル）障害福祉サービス事業の経営営
（ヲ）障害児通所支援事業の経営

（名　　称）
第二条　この法人は、社会福祉法人伸こう福祉会という。

（経営の原則）
第三条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者 等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）
第四条　この法人の事務所を横浜市栄区公田町１０２０番５に置く。

第二章　　評議員

（評議員の定数）
第五条　この法人に評議員７名以上１１名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）
第六条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。
３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）
第七条　評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
３　評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）
第八条　評議員に対して、各年度の総額が１，０００，０００円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章　　評議員会

（構成）
第九条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。
２　評議員に議長を置き、その都度互選によって定める。

（権限）
第一〇条　評議員会は、次の事項について決議する。
（１）理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
（２）理事及び監事の報酬等の額
（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認
（５）定款の変更
（６）残余財産の処分

（７）基本財産の処分
（８）社会福祉充実計画の承認
（９）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第一一条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３箇月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第一二条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）
第一三条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）監事の解任
（２）定款の変更
（３）その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２１条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員の決議があったものとみなす。

（議事録）
第一四条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名がこれに記名押印する。

第四章　　役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）
第一五条　この法人には、次の役員を置く。
（１）理事　６名以上１０名以内
（２）監事　２名
２　理事のうち１名を理事長、１名を副理事長とする。
３　前項の副理事長をもって同法第４５条の１６第２項第２号の業務執行理事とする。
４　この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）
第一六条　理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
２　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第一七条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
３　理事長及び業務執行理事は、３箇月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第一八条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）
第一九条　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。
２　会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
（１）会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
（２）会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）
第二〇条　理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
３　理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
４　会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）
第二一条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任

することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
２　会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
（３）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
３　監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

（役員及び会計監査人の報酬等）
第二二条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
２　会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

（職員）
第二三条　この法人に、職員を置く。
２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章　　理事会

（構成）
第二四条　理事会は、全ての理事をもって構成する。
２　理事会に議長を置き、その都度互選によって定める。

（権限）
第二五条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）
第二六条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）
第二七条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第二八条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章　　資産及び会計

（資産の区分）
第二九条　この法人の資産は、これを分けて基本財産その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の四種とする。
２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
（１）横浜市栄区公田町字荒井沢９７１番９２所在の
特別養護老人ホームクロスハート栄・横浜
敷地（９７６．６７平方メートル）
（２）横浜市栄区公田町字荒井沢１０１９番４８２所在の
特別養護老人ホームクロスハート栄・横浜
敷地（２７２３．４７平方メートル）
（３）横浜市栄区公田町字荒井沢１０１９番４８６所在の
特別養護老人ホームクロスハート栄・横浜
敷地（６０．９６平方メートル）
（４）横浜市栄区公田町字荒井沢１０１９番５６４所在の
特別養護老人ホームクロスハート栄・横浜
敷地（１８２．７６平方メートル）
（５）横浜市栄区公田町字荒井沢１０２０番５所在の
特別養護老人ホームクロスハート栄・横浜
敷地（１５１９．０５平方メートル）
（６）横浜市栄区公田町字荒井沢１０２０番４６所在の
特別養護老人ホームクロスハート栄・横浜
敷地（２１３．２３平方メートル）
（７）横浜市栄区公田町字荒井沢１０１９番地４８２、１０２０番地１６、
１０２０番地５、１０２０番地４６、１０１９番地５６４、１０１９番地４８６
所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下１階付３階建の
特別養護老人ホームクロスハート栄・横浜
一棟（５４３０．９８平方メートル）
（８）横浜市金沢区東朝比奈二丁目６４９番１４所在の
クロスハート金沢・横浜
敷地（１６１１．４３平方メートル）
（９）横浜市金沢区東朝比奈二丁目６４９番１６所在の
クロスハート金沢・横浜
敷地（５８８．８８平方メートル）
（１０）横浜市金沢区東朝比奈二丁目６４９番地１５、６４９番地１６、６５８番地９、

６５３番地１２５、６５３番地１３１、６５３番地１１３、６５３番地１２６所在の軽量鉄骨造２階建のクロスハート金沢・横浜
一棟（８５０．５平方メートル）
（１１）横浜市磯子区森四丁目３３５番地９、３４８番地１、３４９番地１、３４９番地３、３４９番地４、３５０番地５、３６３番地２所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根３階建のデイサービスセンター
２階部分（４５１．３０平方メートル）
（１２）藤沢市鵠沼藤が谷一丁目７２９４番４３所在の
保育園キディ
敷地（４０７．２４平方メートル）
（１３）藤沢市鵠沼藤が谷一丁目７２９４番４２所在の
保育園キディ
敷地（１９７．４０平方メートル）
（１４）藤沢市鵠沼藤が谷一丁目７２００番地３９０所在の
軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき２階建のキディ鵠沼・藤沢　分園
一棟（１５３．４４平方メートル）
（１５）藤沢市鵠沼藤が谷一丁目７２９４番地４３、７２９４番地４２所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根地下１階付４階建の保育園キディ
一棟（９９９．９０平方メートル）
（１６）横浜市栄区野七里一丁目１６１３番地２４所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根地下１階付き３階建の老人ホーム
２階部分と３階部分、厨房・洗濯室地下１階部分（１２４２．５４平方メートル）
（１７）鎌倉市二階堂字西ヶ谷２６７番６７所在の
クロスハート二階堂・鎌倉
敷地（６０８．４６平方メートル）
（１８）鎌倉市二階堂字西ヶ谷２６７番地６７所在の
木造合金メッキ鋼板ぶき２階建のクロスハート二階堂・鎌倉
一棟（４６５．６０平方メートル）
（１９）川崎市幸区河原町１番地３６、１番地４８、１番地６０、１番地４９、１番地３７所在の鉄筋コンクリート造陸屋根４階建のクロスハート幸・川崎
一棟（６２６２．２７平方メートル）
（２０）川崎市幸区古市場二丁目９７番地２所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根２階建のキディ古市場保育園
一棟（９１４．０５平方メートル）
（２１）川崎市川崎区鈴木町６番地２所在の
木造合金メッキ鋼板ぶき２階建のキディ鈴木町・川崎
一棟（６７１．７８平方メートル）

３　その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産及び収益事業用財産は第３７条に掲げる公益を目的とする事業及び第３８条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第三〇条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承

認を得て、横浜市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、横浜市長の承認は必要としない。
一　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
二　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）
第三一条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
３　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の決議を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）
第三二条　この法人の事業計画書、及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第三三条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第３号から第６号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書
（３）貸借対照表
（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
（６）財産目録
２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第１号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（１）監査報告
（２）会計監査報告
（３）理事及び監事並びに評議員の名簿
（４）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（５）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三四条　この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

（会計処理の基準）
第三五条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）
第三六条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章　　公益を目的とする事業

（種別）
第三七条　この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
（１）介護予防型通所事業の経営
（２）居宅介護支援事業の経営
（３）有料老人ホームの経営
（４）地域包括支援センターの経営
（５）親と子のつどいの広場事業の経営
（６）地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業の経営
（７）訪問看護事業の経営
（８）認可外保育園事業の経営
（９）サービス付き高齢者向け住宅の経営
２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第八章　　収益を目的とする事業

（種別）
第三八条　この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。
（１）売電業
２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

（収益の処分）
第三九条　前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第九章　　解散

（解散）
第四〇条　この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。
（残余財産の帰属）
第四一条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第一〇章　　定款の変更

（定款の変更）
第四二条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、横浜市長の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を横浜市長に届け出なければならない。

第一一章　　公告の方法その他

（公告の方法）
第四三条　この法人の公告は、社会福祉法人伸こう福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）
第四四条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

１．この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理　事　長　　金　子　伸　一
理　　事　　高　田　益　江
　〃　　野　村　政　晴
　〃　　亀　澤　　弘
　〃　　大　渕　辰　雄
　〃　　松　本　壽　吉　郎
　〃　　鳥　居　喜　美　子
　〃　　臼　井　順　信
　〃　　木　下　康　仁
　〃　　田　中　尚　輝
　〃　　赤　城　　仁
　〃　　金　子　延　行
監　　事　　本　村　範　夫
　〃　　岡　田　信　夫

２．この定款は平成２９年４月１日から施行する。

平成１２年１０月３１日定款一部変更
平成１３年７月２３日定款一部変更
平成１５年１月１０日定款一部変更
平成１６年４月１６日定款一部変更
平成１６年１２月２８日定款一部変更
平成１７年３月１１日定款一部変更
平成１７年９月１３日定款一部変更
平成１８年１１月６日定款一部変更
平成１９年９月１３日定款一部変更
平成２１年１月８日定款一部変更
平成２１年１０月２１日定款一部変更
平成２２年３月８日定款一部変更
平成２４年２月１４日定款一部変更
平成２４年８月１０日定款一部変更
平成２６年８月２１日定款一部変更
平成２９年３月２３日定款一部変更
平成３０年９月４日定款一部変更
令和２年１２月１７日定款一部変更
令和６年１月２２日定款一部変更